

2020 年 4 月 1 日

株式会社メドレー

代表取締役社長 瀧口 浩平

問合せ先：取締役 田丸 雄太

TEL: 03-6372-1265

URL : <https://www.medley.jp/ir/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションを掲げ、医療ヘルスケア領域において社会の実需に対応した各種インターネットサービスを開発・提供しております。

当社グループは、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの基礎となる経営上の意思決定の公平性・透明性を向上させるためには、取締役の業務執行に対する監督機能を充実させること、及び迅速かつ適正な情報開示体制を構築することが不可欠であると考え、それに即した社内体制の構築に取り組んでおります。

その一環として当社グループは、経営の効率性確保のため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営及び責任体制の確立を図っております。今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主その他の全てのステークホルダーの利益に資する経営の実現及び企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則については、その全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
瀧口 浩平	5,336,000	18.95

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

豊田 剛一郎	3,359,800	11.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,285,600	4.56
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,248,800	4.43
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	1,000,000	3.55
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資 信託口）	990,100	3.51
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	627,200	2.22
白崎 杏輔	570,000	2.02
株式会社ワングローブキャピタル	441,000	1.56
JP MORGAN CHASE BANK 380634	429,700	1.52

支配株主（親会社を除く）名	―――
親会社の有無	なし

補足説明

- 「大株主の状況」は、2019年12月31日現在の状況を記載しております。
- 当社は、自己株式は所有しておりません。
- 2019年12月19日付でポーラー・キャピタル・エル・エル・ピーから提出された大量保有報告書において、2019年12月11日現在で同社が1,450,000株（持株比率合計5.25%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高野 秀敏	他の会社の出身者								○			
古谷 昇	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野 秀敏	—	高野氏が代表取締役を務める株式会社キープレイヤーズ及び株式会社エージェンツとの間で、当社従業員の採用のための人材紹介業務を委託する人事コンサルティング契約及び人材紹介業務委託契約を締結しております。過去3年間に於ける人材紹介報酬の年間支払額は当社、株式会社キープレイヤーズ及び株式会社エージェンツとの年間売上高の金額と比して極めて軽微な金額であり、また取引自体の条件についても市場において一般的な水準で行われております。	高野氏は、大手人材紹介会社での勤務経験、及び自ら設立した株式会社キープレイヤーズにおけるインターネットベンチャー業界をはじめとした複数業界での人材採用コンサルティング業、人材紹介業に関する知見を豊富に有しており、人材紹介業界における見識・経験を活かして当社の適切な経営監視を行っていただくことを期待して社外取締役として選任しております。
古谷 昇	○	該当事項はありません。	古谷氏は、コンサルティングファームでの経験を活かしつつ、株式会社ドリームインキュベータの創業者の一人として経営をご経験されており、また現在でも複数の有力企業で社外取締役を務められており、企業経営に関する豊富な経験や知見を有していることから、当社の適切な経営監視を期待して社外取締役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と

			判断し、独立役員として選任しております。
--	--	--	----------------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社グループの監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としており、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体の質の向上を図ることを目的として相互に連携しております。具体的には、監査役会として、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。さらに、監査役会、会計監査人及び内部監査担当者による四半期に一度の定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 啓一	他の会社の出身者													
蒲地 正英	税理士													
星野 誠	公認会計士										△			

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
加藤 啓一	○	該当事項はありません。	加藤氏は、数多くの事業会社での経理・総務等のコーポレート業務に関連した業務経験、経営経験及び監査役としての経営監視の経験に基づく知見を豊富に有しており、インターネット業界のみならず幅広い業界での取締役会、株主総会の運営に携わってきた経験を活かして当社の適切な経営監視を行っていただくことを期待して社外監査役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。
蒲地 正英	○	該当事項はありません。	蒲地氏は、税理士及び公認会計士の資格を活かして大手コンサルティングファーム及び自ら設立した税理士法人等において数多くの事業会社に対する経営アドバイスを行ってきた経験を有しており、上場に向けた体制整備に外部コンサルタント又は社外役員として携わった豊富な知見を活かして当社の適切な経営監視

			を行っていただくことを期待して社外監査役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。
星野 誠	○	星野氏は、当社の会計監査人であるEY 新日本有限責任監査法人の業務執行に携わっていましたが、2018年6月に退任して以降、同監査法人の業務執行に携わっておりません。なお、同監査法人と当社の間には当社を委託者、同監査法人を受託者とする業務委託契約などの取引がありますが、直近の事業年度における同監査法人の売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	星野氏は、長年にわたる公認会計士としての経験から、財務及び会計に関する高い専門性と豊富な知見を有しており、それを活かして当社の経営を監査することにより、当社の監査機能を強化していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項 —	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の
実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上と、付与対象者の受ける利益を連動させ、付与対象者の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者に対して、当社グループの事業推進において重要な役割を果たすことが予想される、又は期待される者を選定しストックオプションを付与することで、業績向上へのインセンティブを高めております。また、新規採用時においてもストックオプションの付与を報酬の一内容とすることで優秀な人材を確保するため、ストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬については業績や各取締役の管掌業務の成果等を勘案し、取締役会から授権された代表取締役社長が決定し、監査役の報酬については監査役会の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートはコーポレート本部にて行なっております。取締役会付議事項につきましても、コーポレート本部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役から独立した監査役及び監査役会に、取締役会への監督機能を担わせることで、適切な経営上の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関わる機関は以下の通りです。

a. 取締役及び取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役 8 名(うち社外取締役 2 名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月 1 回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。

b. 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役 4 名(常勤監査役 2 名、非常勤監査役 2 名)で構成され、常勤監査役である表昇平が議長を務めております。なお、監査役 4 名のうち社外監査役 3 名及び弁護士 1 名を含んでおります。監査役会は原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時で開催しております。監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談及び各部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

c. 内部監査

当社では内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、内部監査室(3 名)が各部門から独立した社長直轄組織として、年間内部監査計画に基づき、全部門及び子会社を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査室は、内部監査の状況等について、随時、監査役及び会計監査人と連携しております。

d. 会計監査人

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から適時適切な会計監査を受けております。当該監査法人及び当社監査に従事する当該監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。また、当該監査法人の業務執行社員の監査年数は 7 年以内です。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人に所属する齊藤直人、矢部直哉であります。また、当社の会計業務監査にかかる補助者の構成は、公認会計士 9 名、会計士試験合格者 17 名、その他 17 名であります。

○リスク管理に係る体制の整備状況

当社グループは、リスク管理体制の整備を目的として「リスク管理規程」を定め、当社グループ内外で想定されるリスクの管理に関してその防止及び会社損失の最小化を図るために当社の常勤取締役陣により構成される「リスク管理委員会」を独立の委員会組織として設置し、リスクの把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングに努めております。また、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図るとともに、社内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容はコンプライアンス担当部門により適時適切に対応することとしております。また、監査役監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

○責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、取締役会における経営上の意思決定の合理性・迅速性を確保しつつも、内部監査室及び監査役会による十分な牽制体制を構築し、企業経営の健全性・透明性を確保することを目的として、上記の企業統治体制を採用しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任し、その経験・知識等を活用し、独立・公正な立場から取締役の職務執行への監視機能を受けることにより、経営への監視機能を強化しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるよう留意してまいります。また、可能な限り株主の皆様との建設的な対話を図るため、物理的にもアクセスがよく出席しやすい場所を確保するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン等によるインターネットを通じた議決権行使を受け付け、株主の皆様が議決権を行使できる環境を整えております。
議決権電子行使	2019年12月期の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議

プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年12月期の定時株主総会より、英文の招集通知（狭義の招集通知）を作成し、東京証券取引所ホームページ、機関投資家向け議決権行使プラットフォーム、当社ウェブサイト（ https://www.medley.jp/ir/ ）に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト（ https://www.medley.jp/ir/disclosure-policy/ ）にディスクロージャーポリシーを掲載し、「情報開示の基準」「情報開示の方法」「インサイダー取引の未然防止」「沈黙期間」「社内体制の整備」について記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役や、その他の取締役等が参加する形で当社グループの業績や経営方針を説明することを検討しております。また個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役やその他の取締役等が参加する形で当社グループの業績や経営方針を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	電話会議や個別面談によるIRを適宜実施しており、今後は海外投資家向けの説明会・カンファレンスへの参加を毎年数回程度実施することを予定しております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ上のIR専用ページ（ https://www.medley.jp/ir/ ）に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役CFO及びその管掌する経営企画室が担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ	当社グループは、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、適時開示マニュアルの制定やフェア・ディスクロージャー・ルールへの対応準備等を行い、ステークホルダーに対して適時適

いて規定	切、かつ公平な情報提供を行うよう努めております。 また、当社グループにおけるコンプライアンスを徹底し、健全な倫理観に基づき社会的責任を果たす体制を構築することを目的として、コンプライアンス規程を制定し、以下の事項を定めております。 ・法令の遵守と社会規範に則した行動 法令や社会規範を正しく理解し、これを遵守する。 ・適正な情報提供 サービスの内容・性質を当社サービス利用者に理解適切に理解させるため、広告・情報提供に関連する法令を遵守して適正に情報を提供する。 ・経営情報の開示 株主、投資家等に対して、財務内容、事業活動等の情報を法令の定めに従い適正に開示する。 ・インサイダー取引の防止 当社及び関係会社、又は取引先における公表されていない重要情報を利用した株式等の取引を未然に防止する体制を構築する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、経営の透明性を確保するため、適時適切な企業情報の開示に努めることを基本方針としております。情報の開示にあたっては、金融商品取引法等の諸法令で開示が義務付けられる情報及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報のほか、すべてのステークホルダーの皆様当社をご理解いただくために有用と判断される情報についても、積極的かつ規律を持った情報開示に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、以下に記載する内部統制システムの基本方針を策定し、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限及び業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

a 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用される「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの取締役及び使用人に対してコンプライアンス体制に関する周知・教育活動を行うとともに、当社のコーポレート本部が中心となってコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

- ロ. 当社グループに適用される内部通報制度を設け、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - ハ. 当社グループの取締役の業務執行が法令・定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役による監査を実施する。監査役は、当社グループの業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう当社の取締役会に勧告し、状況により当社の行為の差止めを請求できる。
 - ニ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの各部門における法令遵守、財産管理その他の状況を監査し、同規程に従った報告、改善勧告を行う。
 - ホ. 「コンプライアンス規程」に基づき、反社会的勢力との関わりを一切持たず不当な要求を排除することを行動規範とし、これを当社グループの取締役及び使用人に対して周知する。
 - ヘ. 当社グループの取締役及び使用人による法令及び定款その他の社内規程への違反行為については「コンプライアンス規程」及び各種就業規則に基づき懲罰等を含む適正な処分を行う。
- б 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 当社グループの取締役は、「文書管理規程」に従い、当社グループの取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社グループの取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- с 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 イ. 当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するためのリスク管理規程を整備し、コーポレート本部管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、網羅的に各部門において把握されたリスク事項に対して、影響、発生可能性に鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
 ロ. 当会社のコーポレート本部が主管部署となり、当社グループの各部門との情報共有及び定期的な協議等を組織横断的に行いリスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程に基づき対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該事態に対して適切かつ迅速に対応する。
 ハ. リスクマネジメント活動における意思決定はリスク管理規程に基づき組成されるリスク管理委員会において行い、その内容を定期的に取締役会において報告する。
- д 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 イ. 当社グループの取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 ロ. 当社グループの各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各種権限及び業務の移譲・分掌を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
 ハ. 当社グループの取締役の職務執行にあたっての必要な決裁等の手続及び職務分担の合理性を検証し、また職務執行に必要な使用人の員数の過不足を把握し、改善を図るために内部

監査による体制の把握、検証を行う。

e その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 関係会社管理規程に基づき、コーポレート本部が子会社の管理を行う。

ロ. 子会社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、関係書類をコーポレート本部に提出し、コーポレート本部長は子会社の事業を管掌する管掌取締役へ報告するとともに、協議を行う。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

g 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、当会社の取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を読覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができる。

ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

h 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは「内部通報規程」に基づき、監査役への報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。そのために「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、社内にも周知徹底することにかかる体制を整備し、経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、コーポレート本部が対応を一元的に管理し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。新規取引を行う際には、規程及びマニュアルに基づき日経テレコン等を利用した反社チェックを行うとともに、新規取引を行う場合の契約条項には、反社会的勢力の排除に関する条項を記載することとしております。

V その他

1. 買収防衛策導入の有無

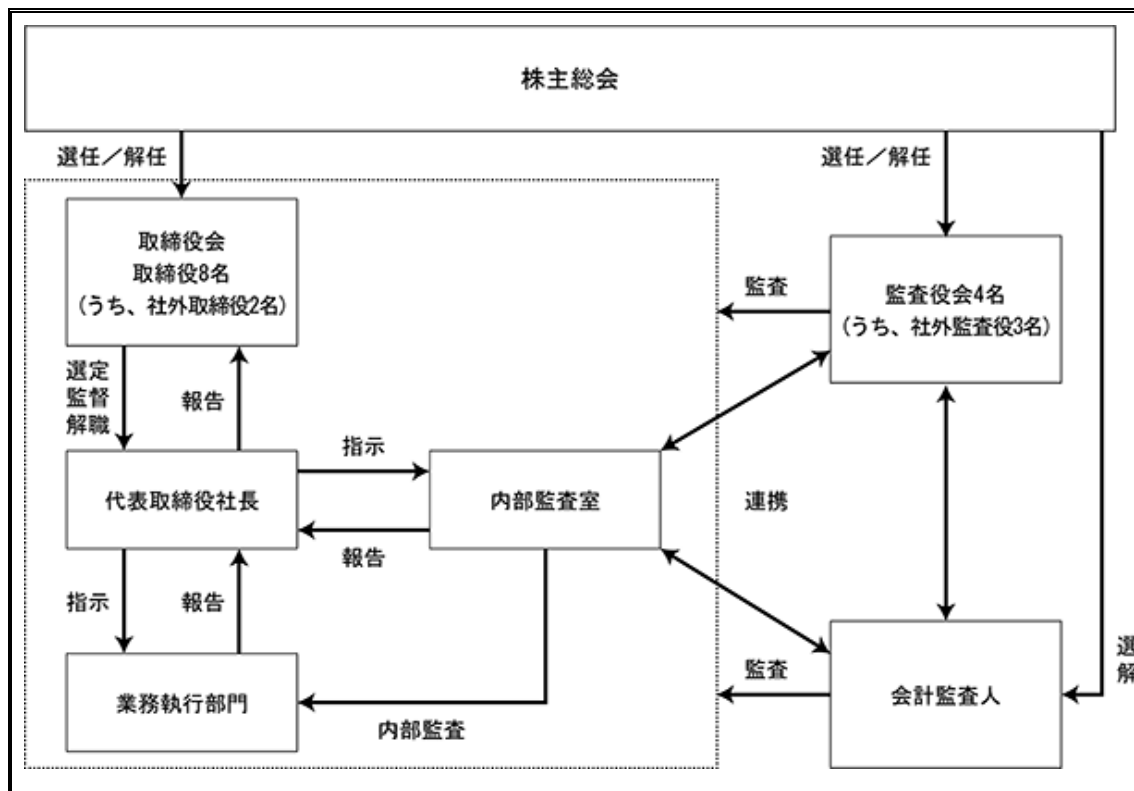
買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

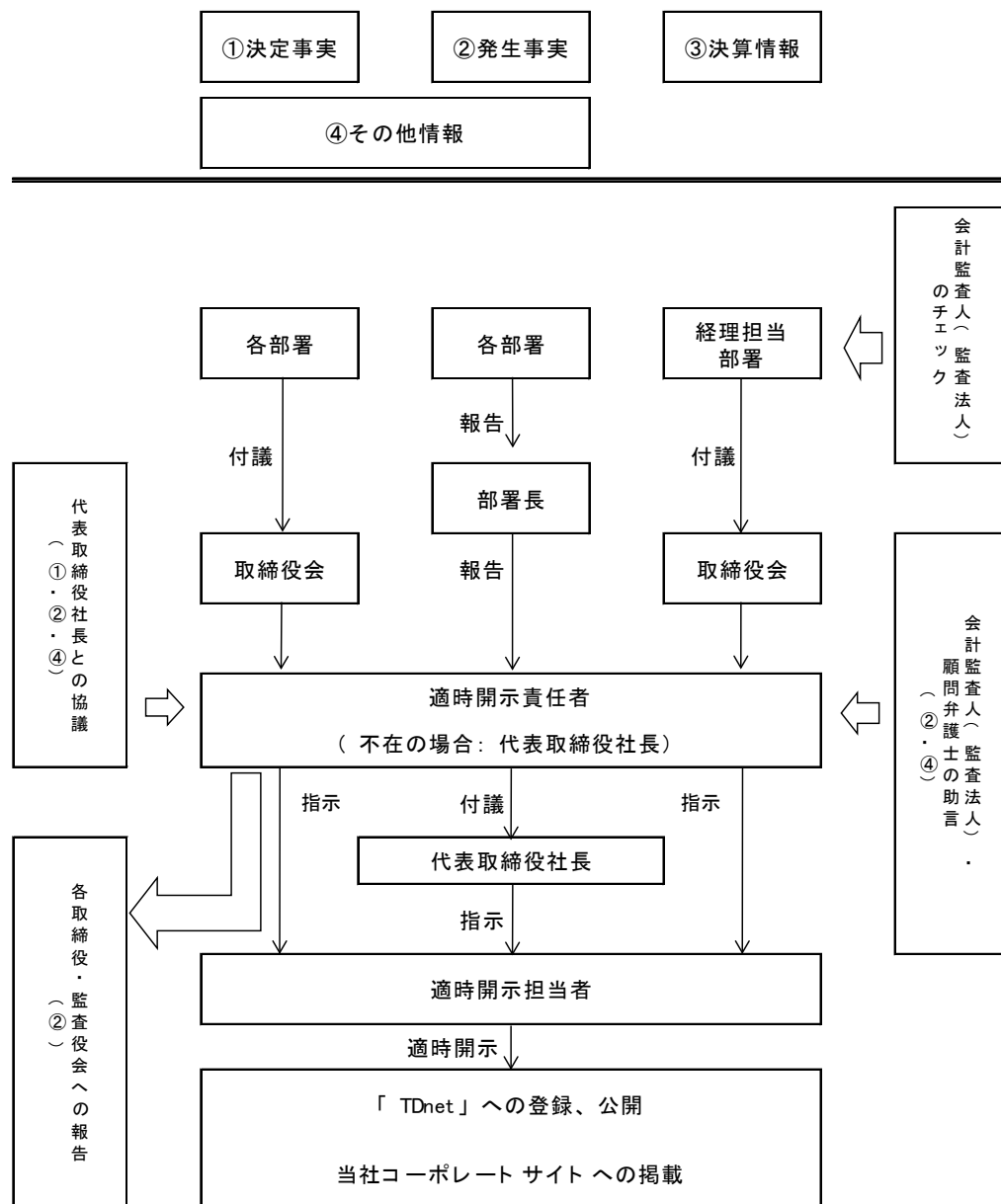
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—



【企業統治体制の概要(模式図)】

【適時開示体制の概要（模式図）】



以上